

## 議案第73号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」が施行されることに伴い、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正が行われることから、本市条例も同様の改正を行う。

### 2. 条例改正の内容

#### （1）第12条(虐待等の禁止) 所要の改正

児童福祉法の一部改正により、保育所等の職員による虐待に関する通告義務等が創設されたことに伴い、同法第33条の10に第2項及び第3項が追加されたことから、当該条項を引用する条文の改正を行う。

改正前	改正後
利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる	利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる

## 議案第73号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### (2) 第23条(職員) 保育士の定義の見直し

国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、国家戦略特別区域法で定められていた地域限定保育士制度が廃止され、新たに児童福祉法において地域限定保育士制度が創設されたことから、保育士の定義の改正を行うとともに、経過措置として、改正前の国家戦略特別区域法で定める地域限定保育士も保育士に含める改正を行う。

改正前（概要）	改正後（概要）
<p><u>国家戦略特別区域法で定める地域限定保育士</u>を家庭的保育者の要件に該当する保育士に含む。</p>	<p><u>児童福祉法で定める地域限定保育士</u>を家庭的保育者の要件に該当する保育士に含む。            ※経過措置 改正前国家戦略特別区域法で定める地域限定保育士も保育士に含む。</p>

※大阪府は国家戦略特別区域法に基づき地域限定保育士試験を実施していることから、本改正による影響はないものと見込まれます。

#### 【参考】地域限定保育士制度とは

地域における保育人材確保のため、地域限定で保育士と同様の業務を行うことができる資格制度。

地域限定保育士試験の合格者は、3年間は受験した自治体のみで保育士として働くことが可能ですが、3年経過後は全国で保育士として働くことができます。

3. 施行日 令和7年10月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

条例改正の説明資料

令和7年9月定例会

議案の 件名	議案第73号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <b>条例</b> その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの。	他市（近隣市）においても、同様の改正が実施される予定。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が施行されることに伴い、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われることから、本市条例も同様の改正を行う。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法等の一部を改正する法律 令和7年10月1日一部施行</li> <li>・国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正 令和7年10月1日施行</li> </ul>	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	1. みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ばまち		
		分野・方針	2. 幼児教育・保育		
		施 策	1. 幼児教育・保育施策の推進		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
〈市民参加の状況〉					
有 <b>無</b> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉		令和7年10月1日施行		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	健やか部	こども園課	<b>有</b> 無 新旧対照表等		

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項</u></p> <hr/> <hr/> <p>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>